

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された議案は、法律案13件（内閣提出12件（うち本院先議3件）、衆議院提出1件）、及び承認案件1件の合計14件であり、法律案についてはいずれも可決すべきものと、承認案件については承認すべきものとそれぞれ決定した。

また、本委員会付託の請願4種類31件は、いずれも保留とした。
なお、WTO農業交渉に関する決議、食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に関する決議及び米政策の改革と水田農業の再構築に関する決議を行った。

〔法律案の審査〕

水産加工業施設改良資金臨時措置法の一部を改正する法律案は、我が国周辺水域における水産加工原材料の供給事情の悪化及び水産加工品の輸入増加に対処するため、法律の有効期限を平成20年3月31日まで5年間延長し、引き続き農林漁業金融公庫が水産加工施設の改良等に対し、長期低利の融資を行うことができるようとするものである。

委員会においては、水産加工業の基盤強化対策、水産物の安全・安心の確保と水産用医薬品の使用の適正化、水産加工業と漁業との連携促進による国産原料の安定供給等について質疑が行われた。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案は、漁業協同組合が資源管理の推進、担い手の育成等に積極的な役割を果たすためには、漁業協同組合の経営基盤の安定強化が不可欠であるため、「合併及び事業計画」の都道府県知事への提出期限を平成20年3月31日まで5年間延長し、引き続き漁業協同組合の合併促進措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、日本共産党より反対の討論があり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

種苗法の一部を改正する法律案は、最近における植物新品種の侵害状況及び我が国の知的財産立国の方針性にかんがみ、種苗の育成者権の保護の強化を図るため、種苗のほか、収穫物によって権利を侵害した者も罰則の対象に追加するとともに、法人による権利の侵害に対する罰金額を引き上げる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、個人育種家の権利行使に対する支援、DNA等品種識別技術の開発状況、加工品を罰則の対象とするための対策等について質疑が行われた。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案は、農業生産法人による多様な経営展開の促進、集落営農組織の担い手としての育成及び遊休農地の解消とその利用集積の促進のための措置を講じようとするものである。

農業災害補償法の一部を改正する法律案は、農業経営の実態に応じた補償の選択や農業

共済団体の運営の合理化に資するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、農業生産法人の農外資本割合の要件緩和と耕作者主義との関係、特定農業団体となり得る集落営農の要件、多様な担い手の育成と農業共済の役割等について質疑が行われた。

質疑を終局した後、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」に対し、日本共産党より反対の討論があり、採決の結果、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」は多数をもって、「農業災害補償法の一部を改正する法律案」は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定された。なお、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」に対し、4項目にわたる附帯決議が行われた。

林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案は、林業と木材産業の一体的な構造改革を図るため、林業及び木材産業が経営改善等に必要な資金の融通を円滑に受けられる仕組みを構築するため、関係資金制度を見直し、拡充しようとするものである。

森林法の一部を改正する法律案は、森林の整備と保全を一体的に推進するため、森林計画制度を見直す等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地球温暖化防止と森林整備、森林整備保全事業計画のあり方、国産材、地域材の利用拡大等について質疑が行われた。

質疑を終局し、採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、両法律案に対し、それぞれ4項目にわたる附帯決議が行われた。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案は、農林水産物の生産過程における食品としての安全性の確保に関する所掌事務の明確化、食糧庁及び食糧事務所の廃止、地方農政事務所の設置等の措置を講じようとするものである。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、食品の製造及び加工をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、H A C C P 手法（危害分析重要管理点方式）の導入を更に促進するため、本法の適用期限を5年間延長する等の措置を講じようとするものである。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案は、B S E のまん延を防止するとともに、消費者に対し牛の個体情報を積極的に提供するため、牛個体識別番号により一元的に管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築しようとするものである。

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案は、肥料、動物用医薬品、農薬等の生産資材の安全性の確保及び使用の適正化の徹底、事故発生時における対応措置の拡充、厚生労働省との連携強化等の措置を講じようとするものである。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案は、飼料及び飼料添加物の安全性の確保強化及び飼料の検定機関への行政の関与の適正化等の措置を講じようとするものである。

地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件は、地方農政事務所の設置について国会の承認を求めようとするものである。

これら 6 案件は、食品安全行政に関する関係閣僚会議で決定された「今後の食品行政のあり方について」（平成14年 6月11日）を受けて、食品安全基本法案等とともに提出されたものである。

なお、「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」について、非農耕地用除草剤の販売者に対し、その容器、包装等に農薬として使用できない旨の表示を義務付けるほか、同法及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案」それぞれについて、農林水産大臣は、生産資材の製造から使用までの各段階において、国内外におけるその安全性が確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の規定を追加する修正が衆議院において行われた。

委員会においては、まず、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」、「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案」の 4 法案を一括して議題とし、H A C C P 手法を導入しやすい環境整備、輸入牛肉の安全性確保、生産資材に係る各種規制の十分な周知等について質疑が行われた。その後、「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」及び「地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件」の 2 案件を一括して議題とし、農林水産省のリスク管理体制のあり方等について質疑が行われた。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）、各派に属しない議員中村敦夫君から「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」について、輸入牛肉を本法の対象とする旨の修正案が提出された。次いで、「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」及び「地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件」に対し、日本共産党より反対の討論があった。

討論を終局し、採決の結果、「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」は多数をもって、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」は修正案を否決した後、多数をもって、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」、「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案」は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定された。また、「地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件」は、多数をもって承認すべきものと決定された。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案は、近年の米の生産及び流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、生産・流通関係者の主体性を重視しつつ、需要に応じた多様な米づくりを推進する観点から、生産者の自主的な努力を支援するため、生産出荷団体等が作成する生産調整方針を国が認定する制度を設けるとともに、米の安定供給の確保を支援するため、生産者の過剰米処理に係る無利子資金の貸付け等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人を招致し、その意見を聴取するとともに、米づくりの本来あるべき姿とその実現のための条件、米政策改革大綱の周知徹底と円滑な実施のための予算

の確保、地域の自主性を尊重した産地づくり対策、農業経営所得の確保と安定化対策等について質疑が行われた。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会及び各派に属しない議員中村敦夫君より、主要食糧の生産者に対する所得補償制度の創設等を内容とする修正案が提出された。次いで、日本共産党より原案に反対、修正案に賛成の討論があり、採決の結果、修正案を否決した後、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

〔決議〕

3月25日、政府に対し、WTO農業委員会特別会合議長からWTO農業交渉に関するモダリティ一次案及び一次案改訂版が提示されたことを受け、モダリティの確立に向けた農業交渉において、関係府省一体となって、各国の自然条件や歴史的背景の相違を認め合う多様な農業の共存を基本とする我が国の提案が実現するよう不退転の決意で取り組むことを求める旨のWTO農業交渉に関する決議を行った。

6月3日、政府に対し、輸入農林水産物や生産資材の安全性が確保されるよう、関係機関が連携して適切に対処すること、食品安全行政を総合的に推進するためリスク管理を的確に実施できる体制を整備すること、国産牛肉のトレーサビリティシステムの円滑な実施のため、関係者への周知徹底と生産者等への必要な支援措置を講ずること、輸入牛肉の安全性に対する消費者の懸念を払拭するための所要の措置を検討することなど、7項目にわたる食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に関する決議を行った。

6月26日、政府に対し、望ましい米の生産構造の確立に向け、米政策改革大綱の早急な具体化とその周知徹底を図ること、農産物価格の著しい変動による経営所得への影響緩和のための本格的な農業経営所得安定対策を早急に検討すること、国際的な食糧の危機管理体制の構築への積極的な参画、政府備蓄米を国内の需給及び価格安定に資するよう適切に運営すること、今回の米政策改革が円滑に進むよう、WTO農業交渉や自由貿易協定交渉に当たって我が国の国益が十分に反映されるよう最大限の努力を行うことなど、11項目にわたる米政策の改革と水田農業の再構築に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

3月18日、平成15年度の農林水産行政の基本施策について大島農林水産大臣から所信を聴取し、同月25日、これに対する質疑を行った。

この中で、今後のWTO農業交渉に臨む我が国の基本姿勢、食料自給率についての我が国の基本理念、農業再生に向けた農業者の自助努力及び国による支援のあり方、BSE問題に関して残された課題、家畜ふん尿処理施設整備の進捗状況と整備目標達成の見通し、JAS法に基づく表示義務違反の実態と違反に対する検査体制・罰則の強化の必要性、農家民宿等グリーンツーリズムの推進のための規制緩和等が取り上げられた。

3月26日、予算委員会から委嘱を受け、平成15年度農林水産省関係予算の審査を行い、WTO農業交渉のモダリティ確立に向けた交渉の状況と我が国の戦略、モダリティ一次案改訂版を採用した場合の我が国農業に及ぼす影響、生産者側の経営安定に配慮した食の安全確保に関する施策の推進、消費者にとって分かりにくい食品表示や用語の改善の必要性、BSEの感染原因究明の状況と疑似患畜の範囲見直しに向けた検討状況、違法伐採についての実態把握及び違法伐採木材の輸入防止対策、全国一律の森林環境税創設の必要性、公

共事業中心の農業予算から直接支払い中心の農業予算への転換、農業予算の地方へのシフトによる効率的・効果的な予算執行の確保等が取り上げられた。

亀井農林水産大臣が就任したことを受け、4月15日及び17日、農林水産に関する調査を議題として質疑を行った。

この中で、5月末のWTO非農産品交渉における林水産物モダリティの確立に向けた現状認識と取組状況、WTO農業交渉において関税削減のEU提案の支持表明の妥当性とEU提案が我が国農業に及ぼす影響、攻めの農政のため輸出振興予算の拡充の必要性、加工品の原産地表示のあり方、牛肉在庫緊急保管対策事業対象肉の全箱検査の結果と公表のあり方、森林整備活動交付金制度の拡充、国民の食料確保に向けた中長期戦略、中山間地域が果たす役割に対する都市住民の社会的負担のあり方等が取り上げられた。

7月15日、農林水産に関する調査を議題として質疑を行った

この中で、我が国森林の荒廃状況の実態把握の必要性と今後の対応、WTO非農産品交渉議長のモダリティ要素案に水産物が関税撤廃セクターとされたことに対する政府の見解と今後の対応、米政策改革における早期米の扱い、輸入牛肉の原産地証明の義務付けについて米国の延期要請を受け入れた理由と義務付けの実現可能性等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成15年3月18日（火）（第1回）

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 平成15年度の農林水産行政の基本施策に関する件について大島農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成15年3月20日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成15年3月25日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成15年度の農林水産行政の基本施策に関する件について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- WTO農業交渉に関する決議を行った。
- 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について大島農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年3月26日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成15年度一般会計予算（衆議院送付）

平成15年度特別会計予算（衆議院送付）

平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について大島農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年3月27日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第10号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし

- 漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長小平忠正君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第6号） 賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産、無

○平成15年4月15日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 21世紀の「農」の役割に関する件、WTO農水産物交渉に関する件、国産農産物の輸出振興に関する件、体細胞クローニング牛に関する件、食品表示に関する件等について亀

井農林水産大臣、太田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年4月17日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 食料の安定供給に関する件、農村の振興に関する件、WTO農業交渉に関する件、中山間地域の役割に関する件、有明海ノリ被害と諫早湾干拓事業に関する件等について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 種苗法の一部を改正する法律案（閣法第52号）について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年4月22日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 種苗法の一部を改正する法律案（閣法第52号）について亀井農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第52号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし
- 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第53号）
農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第54号）
以上両案について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年4月24日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第53号）
農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第54号）
以上両案について亀井農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第53号）について討論の後、いずれも可決した。
（閣法第53号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、無
反対会派　共産
（閣法第54号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

なお、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第53号）について附帯決議を行った。

○平成15年5月8日（木）（第10回）

- 食品安全基本法案（閣法第27号）（衆議院送付）について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）
森林法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）
以上両案について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月14日（水）

内閣委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会連合審査会（第1回）
(内閣委員会を参照)

○平成15年5月22日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）
森林法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）
以上両案について亀井農林水産大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
(閣法第41号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし
(閣法第42号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）
食品安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（閣法第32号）（衆議院送付）
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）
以上6案件について亀井農林水産大臣から趣旨説明を、食品安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員稻葉大和君から説明を聴いた。

○平成15年5月27日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）
食品安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上4案について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月29日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求める事を決定した。

○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上4案について亀井農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官、渡辺厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成15年6月3日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求める事を決定した。

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）

以上両案件について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第30号）賛成会派 自保、民主、公明、国連、無

反対会派 共産

○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上4案をいずれも可決した。

（閣法第31号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無

反対会派 なし

(閣法第33号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし

(閣法第34号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし

(閣法第32号) 賛成会派 自保、公明、共産
反対会派 民主、国連、無

○地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について討論の後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第1号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、無
反対会派 共産

○食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に関する決議を行った。

○平成15年6月9日（月）（第15回）

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。
また、同法律案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成15年6月10日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月12日（木）（第17回）

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）について参考人東京大学大学院農学生命科学研究科教授生源寺眞一君、那須野農業協同組合理事高根沢市夫君、東京農工大学大学院農学研究科助教授矢口芳生君及び農民運動全国連合会副会長白石淳一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）について亀井農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月26日（木）（第18回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第80号) 賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、無
○米政策の改革と水田農業の再構築に関する決議を行った。

○平成15年7月15日（火）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 森林・林業の再生に関する件、WTO非農産品交渉に関する件、米政策改革に関する件、食品安全行政に関する件等について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年7月24日（木）（第20回）

- 請願第535号外30件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案 (閣法第10号)

【要旨】

本法律案は、国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化に加え、我が国の排他的経済水域等における水産資源の著しい減少に伴い、水産加工品の原材料の供給事情が更に悪化するとともに、水産加工品の輸入も一層増加する傾向にあることにかんがみ、引き続き、農林漁業金融公庫が水産加工施設の改良や新製品・新技術の開発・導入等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うこととする措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 平成15年3月31日までとなっている法律の有効期限を5年間延長し、平成20年3月31日までとすること。
- 2 法律の背景事情に、「排他的経済水域等における水産資源の減少」を加えること。
- 3 融資対象として、「水産加工施設の改良、造成又は取得に伴う施設の利用のための特別の費用の支出及びその利用に関する権利の取得」を追加すること。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）

【要旨】

本法律案は消費者保護を一層重視した新たな食品安全行政の確立を図るため、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」の取りまとめに基づき、内閣府における食品安全委員会の設置と併せて、農林水産省におけるリスク管理体制の強化を図るとともに、食糧庁組織の廃止等既存組織の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本省組織の変更

(1) 農林水産物の食品安全対策の強化

農林水産省が担う食品のリスク管理に関する役割を明らかにするため、所掌事務に農林水産物の生産過程における食品としての安全性の確保に関する事務を追加する。

(2) 食糧庁の廃止

食品安全委員会の設置、食品リスク管理部門の強化等に伴って、行政組織の肥大化を防止する観点から、食糧庁を廃止する。

2 地方組織の変更

(1) 地方農政事務所の設置

生産段階における食品のリスク管理業務を強化するため、現在の食糧事務所を廃止し、リスク管理業務と主要食糧業務を担う地方農政事務所を地方農政局の下に設置する。

地方農政局の置かれていない北海道においては、北海道農政事務所を本省の下に設置する。

(2) 統計情報事務所及びその出張所の統計・情報センターへの改組

地方農政局の統計情報事務所とその出張所を、地域における情報発信の役割をも担う統計・情報センターに改組する。

地方農政局の置かれていらない北海道においては、北海道統計・情報事務所を本省の下に設置する。

(3) 地方農政事務所と統計・情報センターの統合

平成18年度から、統計・情報センターについては、地方農政事務所と統合し、その下の統計・情報センターとして位置付ける。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、近年の景気動向の中で、新たにH A C C P手法（危害分析重要管理点方式）を導入するに際し設備投資の面で課題が引き続き存在するとともに、最近における食中毒事故や食品への異物混入、さらには牛海綿状脳症の発生等を通じて、食品の安全性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請が一層高まっていることにかんがみ、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、農林漁業金融公庫がH A C C P手法の導入等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けの業務を行うことができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定する法人（指定認定機関）が作成する製造過程の管理の高度化に関する基準には、製造過程の管理の高度化の目標に加え、新たに、製造過程の管理の高度化の内容に関する基準を記載しなければならない。
- 2 食品の製造又は加工の事業を行う者が作成する製造過程の管理の高度化に関する計画（高度化計画）には、製造過程の管理の高度化の目標に加え、新たに、製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期を記載しなければならない。
- 3 指定認定機関は、高度化計画の認定を受けた事業者が高度化計画に従って製造過程の管理の高度化を行っていないと認めるときは、高度化計画の認定を取り消すことができる。
- 4 法律の廃止期限を5年間延長し、平成20年6月30日までとする。
- 5 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、牛海綿状脳症（B S E）のまん延防止措置を的確に実施するためには、牛1頭ごとにその飼養履歴等に係る情報を一元的に管理し、B S Eが発生した場合に過去の同居牛等を迅速に特定できる仕組みを新たに構築することが必要であること、また、牛肉に対する信頼を回復し、安心できる食生活を確保するためには、消費者に対し牛の個体情報を積極的に提供し、牛肉がどの牛から得られたかを確認できるようにすることが必要であることから、牛の個体の識別のための情報の適切な管理及び伝達に関する特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣は、牛個体識別台帳を作成し、牛ごとに個体識別番号、出生又は輸入年月日、移動履歴等を記録するとともに、その情報を原則として、インターネットの利用その他の方法により公表する。
- 2 牛の管理者又は輸入者は、牛が出生したとき又は牛を輸入したときは、遅滞なく、出生又は輸入の年月日等を農林水産大臣に届け出なければならないとともに、牛の両耳に、国から通知を受けた個体識別番号を表示した耳標を装着しなければならない。
- 3 と畜者は、牛をとさつした後、特定牛肉（食用に供される牛の肉）を他の者に引き渡すときは、個体識別番号を表示しなければならない。
- 4 販売業者は、特定牛肉を販売するときは、特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又は店舗の見やすい場所に、個体識別番号を表示しなければならない。
- 5 特定料理提供業者は、特定牛肉を主たる材料とする料理を提供するときは、当該料理又は店舗の見やすい場所に、牛の個体識別番号を表示しなければならない。
- 6 と畜者、販売業者及び特定料理提供業者は、帳簿の備付け等をしなければならない。
- 7 農林水産大臣は、と畜者、販売業者又は特定料理提供業者が届出義務、耳標装着義務又は個体識別番号の表示義務を遵守していないと認めるときは、是正勧告をすることができるとともに、是正勧告に従わなかった場合には、改善命令をすることができる。
- 8 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案 (閣法第33号)

【要旨】

本法律案は、最近、食品の安全性を脅かす様々な問題が発生していることにはかんがみ、人畜に被害を生ずるおそれのある農畜水産物の生産を防止するため、生産資材の適正な使用の確保等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 肥料取締法の一部改正

- (1) 農林水産大臣は、施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産される肥料（特定普通肥料）について、施用者が遵守すべき基準を定めなければならない。
- (2) 農林水産大臣は、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められる肥料の譲渡又は施用を制限又は禁止するとともに、これに違反して当該肥料を譲渡した者に対し、回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (3) 農林水産大臣は、特定普通肥料の登録等に際しては、厚生労働大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

2 薬事法の一部改正

- (1) 医薬品の製造業又は輸入販売業の許可を受けた者でなければ、動物用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的の医薬品）の製造又は輸入をしてはならない。
- (2) 何人も、原則として、直接の容器又は被包に製造業者の名称等が記載されていない医薬品を対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物）に使用してはならない。

- (3) 農林水産大臣は、動物用医薬品以外の医薬品のうち、対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる医薬品であって、適正に使用されなければ人の健康を損なう畜産物等が生産されるおそれがあるものについて、使用者が遵守すべき基準を定めることができる。
- (4) 農林水産大臣は、動物用医薬品等の使用者が遵守すべき基準の設定等に際しては、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

3 農薬取締法の一部改正

- (1) 農林水産大臣は、販売が制限され又は禁止されている農薬が違法に販売された場合においては、当該農薬の販売者に対し、回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (2) 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の使用者が遵守すべき基準の設定等に際しては、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

4 家畜伝染病予防法の一部改正

- (1) 農林水産大臣は、特に総合的に発生の予防及び蔓延の防止のための措置を講ずる必要がある家畜伝染病について、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表する。
- (2) 農林水産大臣は、特定の種類の家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、飼養衛生管理基準（家畜の所有者が遵守すべき基準）を定めなければならない。
- (3) 農林水産大臣は、届出伝染病の指定等に際しては、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

5 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、次の2点の修正が行われている。

- 1 農薬取締法について、除草剤（農薬以外の薬剤であって、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤）を販売する者は、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用できない旨の表示をするほか、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所にその旨の表示をしなければならないとする修正を行う。
- 2 農林水産大臣は、肥料、動物用医薬品、医薬部外品及び医療機器並びに農薬（生産資材）の生産又は製造から販売及び使用に至る一連の国の内外における行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、これらの生産資材の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする規定を追加する。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第34号)

【要旨】

本法律案は、牛海綿状脳症の発生を契機に国民の食の安全に対する信頼が損なわれている事態にかんがみ、人の健康に有害な畜産物の生産等を防止するため、飼料及び飼料添加物の安全性を確保する等の措置を講じるとともに、公益法人に対する行政の関与を適正化

する観点から、飼料の検定制度を見直すものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定飼料等の製造業者に対する登録制度の導入

人の健康に有害な畜産物の生産等を防止するため、適正な品質管理が必要な飼料及び飼料添加物（特定飼料等）を製造する者は、事業場ごとに農林水産大臣の登録を受けて、これを販売することができる。

2 有害な物質を含む飼料及び飼料添加物の製造、輸入又は使用の禁止

農林水産大臣は、有害な物質を含む飼料等の使用が原因となって、人の健康に有害な畜産物の生産等が行われることを防止するため、販売の禁止に加えて、製造、輸入又は使用を禁止することができる。

3 公益法人改革による飼料の検定制度の見直し

安全性に関する特定飼料等の検定を独立行政法人肥飼料検査所が行う一方、栄養成分に関する公定規格の検定については、検定機関を指定制から登録制に改め、公益法人以外の者も検定を実施できるようにする。

4 厚生労働大臣との連携の強化

農林水産大臣は、飼料添加物の指定、飼料等の基準及び規格等の設定等について、食品衛生法上の残留基準との整合性を確保するため、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、農林水産大臣は、飼料及び飼料添加物の製造から販売及び使用に至る一連の国内外における行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにはかんがみ、飼料及び飼料添加物の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする規定を追加する修正が行われた。

林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）

【要旨】

本法律案は、近年の木材価格の低迷等による林業・木材産業の経営環境の悪化にかんがみ、林業・木材産業の一体的な構造改革を推進し、効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の事業基盤の強化を図るため、関係制度資金の見直し・拡充を行い、経営改善等に必要な資金の融通を円滑に受けられるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 林業改善資金の貸付対象の拡大

- (1) 林業改善資金の貸付対象を木材産業に拡大し、経営改善等を目的として行う先駆的な取組みを実施するための「林業・木材産業改善資金」に改める。
- (2) 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、都道府県知事に提出し、当該貸付けを受けることが適當であ

る旨の認定を受けなければならないものとする。

(3) 都道府県からの直接貸付方式に加え、新たに銀行等の融資機関が都道府県から原資を借り受けて貸し付ける方式を導入する。

2 木材産業等高度化推進資金の貸付対象の拡大

木材産業等高度化推進資金の貸付対象を林業経営改善計画の認定を受けた者に拡大し、経営の改善に必要な措置を行うための運転資金として、貸し付けることができるようとする。

3 農林漁業信用基金の業務の拡大

融資機関からの林業・木材産業改善資金の融通が円滑に行われるよう、農林漁業信用基金が債務保証を行えるようにする。

4 施行期日

この法律は、平成15年7月1日から施行する。

【附帯決議】

我が国森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるためには、林業の持続的かつ健全な発展と木材産業の事業基盤の強化、連携の推進が重要な課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、林業・木材産業の経営改善を図るために、次の事項の実現に努めるべきである。

1 各種制度資金の見直しに当たっては、融資実務面においても地域や林業・木材産業の実情等に応じ、より使いやすいものとなるよう最大限の工夫を行うとともに、融資枠については、資金需要の動向等を踏まえ、適切な水準とすること。

また、農林漁業信用基金の保証対象の拡大にかんがみ、その適切な運用に努めること。

2 林業及び木材産業の一体的な構造改革を推進するため、経営基盤の強化と連携に向けた関連施策の充実に努め、持続可能な林業とこれを支える木材産業を実現すること。

3 国産材の積極的な利用を推進するため、制度資金の融資対象の拡充について検討するとともに、品質・性能が明確な木材生産や、地域材の利用促進など関連施策の充実を図ること。

4 公共事業における間伐材等の利用、公共施設の木造化等を率先して行うとともに、木質バイオマスのエネルギー利用等木材の新規需要の開拓を一層推進すること。

右決議する。

森林法の一部を改正する法律案（閣法第42号）

【要旨】

本法律案は、木材価格の低迷等により林業生産活動が停滞し、適正な管理が行われず、公益的機能が低下した森林が増加している状況等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を図るため、きめ細やかな森林の整備及び保全を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 森林計画制度の見直し

(1) 森林の整備及び保全の一体的かつ総合的な実施を図るため、森林の保全の目標その他森林の保全に関する基本的な事項を全国森林計画等の計画事項に位置づける。

- (2) 全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の達成に資するための計画として、「森林整備保全事業計画」を創設する。
- 2 保安林における伐採による立木の伐採の手続の簡素化
保安林における複層林施業の実施を推進するため、森林所有者等が保安林において伐採による立木の伐採を行う場合に係る伐採の許可を事前届出に改める。
- 3 施行期日等
(1) この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日（森林計画制度の見直しに関する規定は、平成16年4月1日）から施行する。
(2) 治山緊急措置法は、廃止する。

【附帯決議】

木材価格の低迷等により林業生産活動が停滞し、適切な管理が行われていない森林が増加する中、森林の整備及び保全の一体的推進と複層林施業等の促進を図ることは、地球温暖化防止対策の観点からも極めて重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、森林の有する公益的機能が一層發揮されるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

- 1 森林計画の見直しに当たっては、流域ごとの森林の現況を的確に把握した上で、森林・林業関係者はもとより広く地域住民の意見を十分踏まえ策定するとともに、森林計画が林業・木材産業の指針としても適切に機能するよう努めること。
- 2 全国森林計画に新たに位置付けられる森林の保全の目標その他森林の保全に関する基本的な事項については、治山事業をはじめとする森林の保全に係る施策の指標としての役割が發揮されるよう適切に定めること。

また、森林整備保全事業計画の策定に当たっては、関係する公共事業計画との十分な調整を行い、その整合性を確保し、分かりやすい成果目標として明示するとともに、効率的な事業実施に努めること。

- 3 複層林施業の着実な推進を図るため、高性能林業機械の導入や技術開発、環境に配慮した効率的な路網の整備等に努めること。併せて、森林組合の体制整備、「緑の雇用」等の雇用対策を通じた林業就業者の育成・確保や、NPO等を活用することによって、零細林家も含めた間伐などの森林整備が着実に実施されるよう努めること。
- 4 国有林野事業については、森林の整備及び保全における民有林との連携を深めるとともに、財務状況の健全化に向けた取組を一層強化すること。

右決議する。

種苗法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年、登録された新品種が国内外で権利者に無断で利用され、その収穫物が市場に出回ることにより、育成者権が侵害される事態が増加し、特色ある品種による産地づくりへの取組みにも深刻な影響を与えるケースが顕在化する状況にあること、及び我が国の知的財産立国の方針にかんがみ、育成者権の保護の強化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 現在、種苗について育成者権を侵害した者を罰則の対象としているが、これに加え、種苗を用いることにより得られる収穫物についても育成者権を侵害した者を罰則の対象にする。
- 法人による育成者権の侵害に対する罰則を、300万円以下から1億円以下の罰金に引き上げる。
- 指定種苗制度の違反行為に対する罰金についても所要の見直しを行う。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（先議）

【要旨】

本法律案は、食料・農業・農村基本法が目指す望ましい農業構造の実現のため、農業生産法人による多様な経営展開、集落営農組織の担い手としての育成及び遊休農地の解消とその利用の集積を一層促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農業生産法人による多様な経営展開の促進

認定農業者たる農業生産法人に対する出資を通じ、分社化、のれん分け、共同法人の設立、加工・販売分野への進出等多様な経営展開が一層容易となるよう、農業生産法人の出資者たる構成員の要件について、現行の議決権制限を認定期間中は適用しない農地法の特例措置を設ける。

2 集落営農組織の担い手としての育成

政令で定める一定の要件を満たす地域の集落営農組織を、当該地域の地権者等が作成する農用地利用規程に定めることができることとし、これを特定農業団体として農業の制度上の担い手に位置付ける。

3 遊休農地の解消及びその利用集積の促進

- 遊休農地の利用増進を図るため、一定の要件に該当するものを特定遊休農地として、その所有者等に当該農地の利用に関する計画の市町村長への届出を義務付ける。
- 届出のあった遊休農地の利用計画に当該農地の利用権の設定等について「あっせん」を受けたい旨が定められている場合には、認定農業者への集積を促進するため、農業委員会による「あっせん」を通じた利用関係の調整及び農地保有合理化法人による買入協議の対象とする。

【附帯決議】

我が国農業、農村は、輸入農産物の増大、担い手の不足等、従来にも増して厳しい状態に直面している。こうした状況の中で、将来にわたり食料の安定供給と農業の持続的な発展を図っていくためには、担い手の育成、遊休農地・耕作放棄地の解消と農地利用の増進等が喫緊の課題となっている。

よって、政府は本法施行に当たっては、農業経営の安定化に必要な諸施策を充実していくことと併せて、地域の関係者が十分な話し合いと合意形成の下に、一体となってこれらの課題に取り組める環境の整備に努め、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 認定農業者たる農業生産法人の構成員要件の特例措置については、分社化、のれん分け、共同法人の設立、加工・販売分野への進出等、制度改正の趣旨に沿った多様な経営

展開が一層容易となるよう、農業経営改善計画の認定を行う市町村に対し適切な助言、指導を行うほか、経営相談事業の充実等ソフト面での支援に努めること。

また、農外資本による不適切な経営支配や農地取得等が招来されないよう、農業委員会によるチェック体制の整備等に努めること。

2 特定農業団体については、これを農業の制度上の担い手に位置付けることから、集落機能の活性化や農地の流動化、生産の合理化など、地域の実情に応じた担い手として育成されるよう、その条件整備に努めること。

なお、特定農業団体と米政策改革大綱における「担い手経営安定対策」の対象となる集落型経営体については、両者の整合性に留意し、現場段階で混乱を招かないよう十分配慮すること。

3 特定遊休農地に対する利用計画の届出制度の運用に当たっては、改正後のシステムが有効に機能し、遊休農地の解消と認定農業者への集積等が効果的に行われるよう、市町村、農業委員会への周知徹底に努めること。

4 本法の運用に当たって、農業委員会の果たす役割が重要であることにかんがみ、農業委員会制度の見直しについては、農地をめぐる担い手の育成など地域の課題に的確に対応する機能が十分発揮されるよう、関係者の意見を踏まえつつ、広範かつ具体的な検討を行うこと。

右決議する。

農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（先議）

【要旨】

本法律案は、我が国農業をめぐる情勢が大きく変化している中、意欲ある農業の担い手が創意工夫を生かした農業経営を展開するための条件を整備し、担い手となる農業者の経営感覚の醸成等に資する観点から、農業経営の実態に応じた補償の選択、農業生産の実態に即した合理的な補償及び農業共済団体の運営の合理化に資するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農業経営の実態に応じた補償の選択

- (1) 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の引受方式について、農業共済組合等が複数の引受方式を共済規程等で定めることができるようすること。
- (2) 乳牛の子牛及び胎児について、家畜共済の共済目的とすることができるようすること。
- (3) 果樹共済（収穫共済）の共済目的のうち政令で定めるものについて、樹園地単位方式を導入すること。
- (4) 畑作物共済の共済目的の種類のうち政令で定める農作物について、1筆単位方式を導入すること。

2 農業生産の実態に即した合理的な補償

- (1) 農作物共済のうち麦に係る災害収入共済方式に品種、栽培方法等による区分を導入すること。
- (2) 家畜共済の死亡又は廃用に係る共済金に、支払限度を設けること。

3 農業共済団体の運営の合理化

- (1) 農業共済団体の組合員は、書面又は代理人をもって選挙権を行うことができるものとすること。
- (2) 農業共済団体が定款で規定すべきこととされている事項のうち、共済掛金又は保険料その他の事項については、新たに設ける共済規程又は保険規程で規定できるものとすること。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案 (閣法第80号)

【要旨】

本法律案は、近年の米穀の生産及び流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ、需要に応じた多様な米づくりを推進するために必要な措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣は、現在の基本計画に代えて、米穀の需給及び価格の安定を図るために、需給の見通し、備蓄運営の方針等を内容とする基本指針を策定する。
- 2 米穀の生産関係者の主体性を重視しつつ安定的な生産を確保する観点から、政府は、生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じてこれを行いうよう努めなければならない。
また、生産出荷団体等が作成する生産調整方針を国が認定する制度を設け、国及び地方公共団体は必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。
- 3 米の流通関係者の主体性を重視しつつ適正かつ円滑な流通を確保する観点から、現行の計画流通制度を廃止するとともに、米穀の安定供給の確保を支援するため、生産者の過剰米処理に係る無利子資金の貸付け、安定供給の確保に資する売買取引に係る債務保証等の業務を行う米穀安定供給確保支援機構を設ける。
- 4 自主流通米価格形成センターを米穀価格形成センターに改称し、売買取引の対象を米穀一般に拡大するとともに、複数のセンターの設置を認める。
- 5 米穀の出荷・販売業者は、あらかじめ、主たる事務所の所在地等を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 6 これらの見直しに関連して、計画流通米に課せられていた農産物検査の義務検査制を廃止する。
- 7 施行期日等
 - (1) この法律は、平成16年4月1日から施行するものとする。
 - (2) この法律の施行後、2年を超える4年を超えない範囲内において政令で定めるまでの間は、国は地域別の生産目標数量の配分を行う。

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案（衆第6号）

【要旨】

本法律案は、未だ脆弱な小規模漁業協同組合が全国に多数存在しており、また、近年の水産業をめぐる厳しい状況の中で、組合員ニーズに的確に対応した健全な事業運営を図るとともに、資源管理の推進、担い手の育成等に一層積極的な役割を果たすには、その経営基盤の安定強化が不可欠であることにかんがみ、引き続き漁業協同組合の合併を促進する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 平成15年3月31日をもって期限切れとなる「合併及び事業経営計画」の都道府県知事への提出期限を5年間延長し、平成20年3月31日までとすること。
- 2 1による提出期限の延長に伴い、共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止の手続についての漁業法の特例措置を延長すること。

地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）

【要旨】

本承認案件は、消費者保護を一層重視した新たな食品安全行政の確立を図るとする、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」の取りまとめの趣旨を受けて、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務及び主要食糧事務等の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、地方農政局所在府県以外の各都府県に、地方農政局の分掌機関として地方農政事務所を設置し、その位置は各都府県庁所在地とともに、地方農政局の置かれていない北海道については、本省直轄の北海道農政事務所を設置し、その位置は札幌市とするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（12件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
10	水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	15.2.4	15.3.24	15.3.27 可決	15.3.28 可決	15.3.18 農林水産	15.3.20 可決	15.3.20 可決
※30	農林水産省設置法の一部を改正する法律案	衆	2.7	5.21	6.3 可決	6.4 可決	4.16 農林水産	5.15 可決	5.16 可決
○15.5.21 参本会議趣旨説明									
31	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	2.7	5.21	6.3 可決	6.4 可決	4.16 農林水産	5.15 可決	5.16 可決
32	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案	衆	2.7	5.21	6.3 可決	6.4 可決	4.16 農林水産	5.15 可決	5.16 可決
33	食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案	衆	2.7	5.21	6.3 可決	6.4 可決	4.16 農林水産	5.15 修正	5.16 修正
34	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2.7	5.21	6.3 可決	6.4 可決	4.16 農林水産	5.15 修正	5.16 修正
※41	林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案	衆	2.10	5.7	5.22 可決 附帯	5.23 可決	3.27 農林水産	4.17 可決 附帯	4.17 可決
42	森林法の一部を改正する法律案	衆	2.10	5.7	5.22 可決 附帯	5.23 可決	3.27 農林水産	4.17 可決 附帯	4.17 可決
52	種苗法の一部を改正する法律案	参	2.21	4.16	4.22 可決	4.23 可決	6.3 農林水産	6.5 可決	6.10 可決
53	農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案	参	2.21	4.21	4.24 可決 附帯	4.25 可決	6.4 農林水産	6.12 可決 附帯	6.12 可決
54	農業災害補償法の一部を改正する法律案	参	2.21	4.21	4.24 可決	4.25 可決	6.4 農林水産	6.12 可決	6.12 可決
80	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	3.7	6.9	6.26 可決	6.27 可決	5.20 農林水産	6.4 可決	6.5 可決
○15.6.9 参本会議趣旨説明 ○15.5.20 衆本会議趣旨説明									

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
6	漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 小平 忠正君 (15. 3. 20)	15. 3.20	15. 3.20	15. 3.24	15. 3.27 可決	15. 3.28 可決			15. 3.20 可決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件 名	先 議 院	提出 月 日	参 議 院			衆 議 院		
				委員 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
1	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件	衆	15. 2. 7	15. 5.21	15. 6. 3 承認	15. 6. 4 承認	15. 4.16 農林水産	15. 5.15 承認	15. 5.16 承認

(5) 委員会決議

— W T O 農業交渉に関する決議 —

我が国は、輸入農産物の増大やデフレの進行により農産物価格が大幅に下落する厳しい局面の中で、食料の安定供給、食料自給率の向上、食品の安全確保をめざし、現在、懸命に取り組んでいる。

このような中で、W T O 農業委員会特別会合議長から、2月にW T O 農業交渉に関するモダリティ一次案が、さらに今般一次案改訂版が提示された。

その内容は、一部の輸出国の主張に偏重した極めてバランスを欠くものであり、ドーハ閣僚宣言にある非貿易的関心事項等が反映されておらず、非現実的な提案と言わざるを得ない。この提案はウルグアイ・ラウンド合意に基づき我が国をはじめ各国が鋭意取り組んでいる農政改革の努力を阻害するのみならず、我が国農業に壊滅的な打撃を与えるおそれがあり、到底受け入れることはできない。

農産物の貿易ルールは、食料が人類の生存に不可欠な基礎的物質であり、かつ、今後世界の食料需給が中長期的にひつ迫することが懸念されていることにかんがみ、多様な農業の持続的な発展に寄与するとともに、その持続的な生産活動を通じて農業の多面的な機能が適切に發揮されるものでなければならない。

よって、政府は、関係府省一体となって、モダリティの確立に向けた農業交渉において、各国の自然条件や歴史的背景の相違を認め合う多様な農業の共存を基本とする我が国の提案が実現するよう、不退転の決意で取り組むことを強く求める。

右決議する。

— 食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に関する決議 —

我が国においては、経済社会の発展に伴い国民の食生活が豊かになる一方、食品流通の広域化・国際化や科学技術の進展などを背景として、牛海綿状脳症（B S E）の発生を始め、食品の安全に関わる問題が相次いで発生している。

このため、今国会で食品安全基本法が制定され、国民の健康の保護を最優先に、リスク分析手法を導入し、国の内外における一連の食品供給行程における安全性の確保を図ることを基本理念とし、関係府省が一体となって、食品安全行政を総合的に推進することとされたところである。

よって政府は、本法の施行に当たり、特に次の事項の実現に努め、「食」の安全と安心に万全を期すべきである。

- 1 国の内外における食品供給行程のあらゆる要素が安全性の確保に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、輸出国におけるリスク分析の状況や食品関連の事故に関する情報収集等に努め、輸入農林水産物や生産資材についてその安全が確保されるよう、関係機関が連携して適切に対処すること。
- 2 食品安全行政を総合的に推進するため、国の関係機関の有機的連携を確保するとともに、国と地方の適切な役割分担の下、生産者・事業者に対する指導・監視、情報の共有化等リスク管理を的確に実施できる体制を整備すること。

3 国産牛肉の生産履歴管理（トレーサビリティ）システムについては、円滑かつ確実に実施するため、関係者に対し周知徹底を図るとともに、生産者・事業者に過度の負担が生じないよう必要な支援措置を講ずること。

また、先般、未発生国といわれたカナダにおいてBSEが発生したこと等にかんがみ、今後、未発生国でBSEが発生した場合の当該発生国及びその輸出相手国からの輸入牛肉の安全確保のため、

- (1) 発生国等による迅速な情報提供がなされ、汚染のおそれのある家畜・畜産物が輸出されることのないよう、早急に所要の措置を講ずること。
- (2) 未発生国についても、発生のリスクに応じた侵入防止措置を講ずる必要があるため、我が国独自のBSEステータス評価を速やかに行うこと。
- (3) 輸入牛肉の安全・安心に対する消費者の強い要請を踏まえ、輸入業者や販売業者に対し、トレーサビリティJAS制度に取り組むなどにより、輸入牛肉の生産履歴情報を幅広く消費者に提供する努力を行うよう、指導すること。
- (4) 現在、我が国の消費量の6割を超えている輸入牛肉について、その安全性に対する消費者の懸念を払拭するため、新たな制度等を含め所要の措置を検討すること。

4 生産資材の安全性及びその使用の適正化を確保するため、生産者等に対し周知徹底を図るとともに、使用実態等の調査体制を強化すること。

5 食品の安全性に関する不測の事態に的確に対処できるよう、情報の収集・分析・提供体制を強化するとともに、危機が発生した場合の関係機関の連携・対応等に関するマニュアルを整備し、販売禁止措置や回収命令などが迅速かつ適切に行われるよう努めること。

また、人畜共通感染症に関する調査研究及び輸入検疫を強化すること。

6 HACCP手法の導入に当たっては、中小零細企業が大宗を占める我が国食品製造業の実情に十分配慮し、関係事業者が取り組みやすいよう、その啓発、人材の育成、施設の整備等につき支援措置を講ずること。

また、「農場から食卓まで」のフードチェーンの各段階における食品の衛生・品質管理の促進に努めること。

7 「食」の安全と安心が将来にわたって確保されるよう、法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、食品安全に係る制度や体制について消費者の視点に立って適切な運営に努めるとともに、必要に応じて所要の見直しを行うこと。

右決議する。

―― 米政策の改革と水田農業の再構築に関する決議 ――

今般、政府は、米消費の減少、生産調整の限界感・強制感の高まり、担い手の高齢化などを背景に、米政策の抜本的な見直しを行うべく、米政策改革大綱を定め、その一環として今国会に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案」が提出された。

その内容は、消費者重視の視点に立って、農業者・農業者団体や流通業者の創意工夫を引き出し、主体的な取組の下、需要に即応した多様な米づくりなど地域の特性を活かした

農業生産と米流通の改革を推進し、閉塞状況に陥っている水田農業の再構築を図ろうとするものである。

しかしながら、その推進に当たっては、食料・農業・農村基本法の精神に則り、温暖多雨な自然条件の下で、我が国水田農業の有する多面的機能が十全に發揮されるとともに、水田農業の担い手が意欲と希望を持って取り組み、その経営所得が安定することによって農業の再生産が確保され、米の安定供給と農産物の自給率の向上に資するものとしなければならない。

よって政府は、米政策の改革を進めるに当たっては、地方公共団体と一体となって農業者・農業団体等の主体的な取組を強力に支援するとともに、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1 望ましい米の生産構造の確立に向けて、農業者を始め関係者の衆知を結集し、十分な話し合いと合意形成の下に地域水田農業ビジョンの作成が行われ、農業者が余裕を持って営農準備に取り組めるよう、米政策改革大綱の具体化を早急に図り、その内容を関係者に周知徹底すること。

2 新たな需給調整システムへの移行が円滑に進むよう、地方公共団体と協力して、迅速かつ的確な需給情報の提供や指導体制の整備に努めること。

3 産地づくり推進交付金については、関係者の創意工夫が最大限活かされ、地域の特性に応じた売れる米づくりや麦・大豆の本作化、耕畜連携等の取組が促進されるよう、その安定的・効果的な支援に必要な財源と水準を確保すること。

4 米価下落影響緩和対策及び担い手経営安定対策については、米価下落の影響を緩和する安全網（セーフティネット）として有効に機能するものとなるよう、制度設計には十分な検討を行うとともに、実施後も不断の評価・検証に努めること。

また、条件不利地域や担い手不足地域などの小規模農業者については、農業の多面的機能の維持等に果たす役割に配慮し、小規模農業者を含めた集落営農の育成に努めるとともに、担い手経営安定対策の対象要件について地域の実情に配慮して設定するなど、効果的な支援に努めること。

5 今後、農業の担い手を育成し、その経営の安定を図る上で、農産物価格の著しい変動による経営所得への影響を緩和するための本格的な農業経営所得安定対策について、早急に検討すること。

6 豊作による過剰米の処理に当たっては、主食用米の価格の低下による稻作経営への影響を防ぐことができるよう、短期融資制度の適切な運用その他必要な措置を講ずること。

7 公正・中立で開かれた取引の場の育成、安定供給のための自主的な取組に対する支援などにより、需要に応じた多様な取引を促進するとともに、米の安定供給の確保を図ること。

8 米の需給改善に当たっては、米の消費拡大が重要であることにかんがみ、日本型食生活の普及、食育の充実、粉体利用や新形質米、機能性食品の開発・普及など、強力に推進すること。

9 消費者の食の安全・安心に対する関心に適切に応えていくため、わかりやすい表示に努めるほか、不当表示の取締りと再発防止策の強化、品種におけるDNA分析、米の安全性確認のための体制整備、生産履歴管理（トレーサビリティ）システムの構築等を推

進すること。

- 10 東アジア米備蓄システムへの協力を一層強化するなど国際的な食糧の危機管理体制の構築に積極的に参画するとともに、政府備蓄米は、国内の需給及び価格安定に資するよう適切に運用すること。
- 11 今回の米政策改革が円滑に進むよう、WTO農業交渉に当たっては、我が国提案の実現に向けて、不退転の決意で取り組むとともに、自由貿易協定（FTA）交渉に当たっては、我が国の国益が十分反映されるよう、最大限の努力を行うこと。

右決議する。